平成24年度公社等点検評価表

(一次点検評価・二次点検評価)

公社等名	社会福祉法人福島県社会福祉事業団
所管部局	保健福祉部
担 当 課	保健福祉総務課

《評価資料》

1	公社等	点検評価表		 1
2	付表1	(概要)		 21
3	付表2	(実施事業)		 22
4	付表3	(経営状況)		 27
5	付表4	(経営分析等)		 28
6	付表5	(組織人員体制)		 30
7	付表6	(県関与の状況)		 31
8	別紙 1	(県の財政的関与((支援) の内訳)	 32
9	別紙2	(役員等の状況)		 33

[一次点検評価:公社等の自己点検]

視点1:計画性(マネジメントサイクルの確立)

公社等経営の理念・目標・方針などが、各種計画等に反映され、事業 の企画立案、実施、評価、改善が行われているかという、経営マネジメ ントサイクルの視点

【経営理念】

「私たちはお客様<u>の人格・人権・命を守ります。」</u> (スローガン)

福島県社会福祉事業団は、時代の流れの先にある、事業団でしか担えないもの、事業団だからこそ挑戦しなければならないものを、適時・的確に捉え、自立した地域社会の一員としての自覚と、福祉サービスの先駆者としての誇りを持ち、果敢に提言、実践を行い、地域福祉の向上を図ります。

(点検・評価)

- ① 施設をご利用される方を「お客様」と明確に定款に謳った法人は本邦初と認識している。平成17年3月に策定した経営理念のスローガンには、福祉サービスの提供上、最も大切な意識及び判断基準を掲げ、あらゆる機会を捉えて経営理念の浸透を図っており、法人内そして職員間では違和感なくこのスローガンは全職員に浸透している。
- ② 経営方針に事業団の使命として「県民福祉のセーフティーネット」を掲げ、40年余の歴史の中で培ってきた多種多様な福祉分野の専門家集団として、その特性と経験を活かし、会津地区での障害者相談支援事業をはじめ、平成21年度からは、県南地域で障害者就業・生活支援センター事業を、更に平成24年度からは「地域生活支援センターけんなん」を開設し、地域福祉の拡充に取り組み、福祉行政の補完を図っている。

よって、経営理念は職員に浸透し、実現に向けての取り組みが行われているものと考えている。

- 1 マネジメントサイクルの確立
- (1)経営理念・目標・方針等に基づく、経営計画等の策定 (■ 有 □ 無)
 - ① 平成14年3月22日 経営改革指針の策定
 - ② 平成16年1月6日 経営改革事業実施計画書の策定
 - ③ 平成17年3月1日 経営改革事業実施計画見直し計画の策定
 - ④ 平成23年2月24日 中長期経営計画策定委員会設置要綱の制定
 - ⑤ 平成24年6月26日 中長期経営計画策定委員会(第1回)の開催
- (2)経営計画等における成果目標の設定

(■ 有 □ 無)

一般の社会福祉法人並の経営を目指すため、平成18年度から利用料収入を基本とした収支均衡経営の達成を目標とした。

- (3)上記(2)の具体的な成果目標とこれまでの評価
 - ① 経営改革事業実施計画関係
 - ア 経営改革推進委員会の設置(平成13年度)
 - イ 経営改革基本方針の策定(平成13年度)
 - ウ 経営改革事業実施計画書の策定(平成15年度)
 - エ 経営改革事業実施計画見直し計画の策定(平成16年度)
 - オ 収支均衡経営の達成(前年比15.2%の人件費削減:平成18年度)
 - 力 黒字決算の達成・継続(平成18年度~平成23年度)
 - * 上記①から、平成12年度より経営改革に取り組んできた当事業団の先進的な対応を参考とするため、他県の事業団が経営改革の実態調査に訪れノウハウを持ち帰り、各事業団の経営改革の手本となった。また、管理職手当の定額制導入、特殊勤務手当の見直し(全廃)、旅費の日当廃止など、事業団が経営改革の中で講じてきた手法が、

後に公務員の制度改正にも導入されており、これらのことからも当事業団の経営改革は計画的、先進的に行われた結果として収支均衡経営の達成があると判断している。

② 組織改革

- ア 役員定数の削減及び評議員会の設置(組織のスリム化及び整備) (役員13名→9名/評議員19名:平成14年度)
- イ 県知事の理事長退任(平成16年度)
- ウ 役員定数及び評議員定数の削減(組織のスリム化)
 - (役員9名→7名/評議員19名→15名:平成18年度)
- エ プロパー職員の役員登用(常務理事1名:平成20年度)
- オ 職員配置の見直し(毎年度)
- カ 人材の確保(平成19年度)
- (ア)契約職員制度の導入(旧臨時職員雇用制度からの待遇引上)
 - ・賞与及び退職手当の支給対象(平成17年度)
 - ・3年契約及び月給制に移行(平成18年度)
- (イ)採用困難職に係る特例取り扱いの創設(平成19年度)
- (ウ) 職員の正規・非正規比率の見直し(正6:非4→正8:非2)(平成20年度)
- (工)地域職員制度の導入による嘱託職員の正職員化(平成20年度)
- キ パート事務職員の配置(平成20年度)
- ク 内部登用試験制度の見直し(受験要件の緩和・拡大:平成22年度)
- ③ 管理体制・制度改革関係
 - ア 定年前早期退職者制度の導入(平成15年度)
 - イ 人事考課及びPDCAサイクルによる業務管理の導入(平成19年度~)
 - ウ 時間外勤務命令の効率化(命令権の係長移譲と命令簿の改正)
 - エ 出勤簿及び年次有給休暇の管理を暦年管理から年度管理に変更(平成18年度)
 - オ 休息時間(有給の休み時間)の全廃(平成18年度)
 - カ 土曜日及び日曜日の固定休日制を改め管理職及び事務職員も交替制勤務化(平成 18年度)
 - キ 次世代育成及びワークライフバランスの推進のため「一般事業主行動計画書」を 策定し労働局に届出(平成18年度)
 - ク 電子地図の導入により通勤手当の認定を事務局に一元化(平成21年度)
 - ケ 新会計基準の導入(平成24年度予定)
- ④ 財政基盤の強化
 - ア 各種引当金及び積立金の造成開始(平成18年度)
 - イ 引当金、積立金にかかる造成規定の整備(平成19年度)及び新会計基準への移 行に伴う厳格適用(平成24年度予定)
- * 上記②③④のとおり、事業団は民間社会福祉法人並の組織及び管理体制への移行を図っており、職員の正・非比率の見直し等、待遇改善により職員の確保及び定着率を改善したほか、今後「福島県次世代育成支援企業」の認定獲得等も検討しており、管理体制の強化は着実に進展している。また、役員等については一部県職員(OB含む)の派遣はあるものの、現在は「医師」以外の県職員派遣はなく、県依存・県準拠からの脱却についても着実に進展していると判断している。
- ⑤ 事業関係(社会福祉施設等)
 - ア 飯坂ホーム及びやまぶき荘を県から譲り受け、自主運営施設として開設(平成18年度開設)
 - イ 県立社会福祉施設(さつき荘ほか11施設)の指定管理者指定獲得(平成17年 度獲得:指定管理期間:平成18年度から)
 - ウ さつき荘を県から譲り受け、自主運営施設として開設(平成19年度開設)
 - エ 浪江ひまわり荘及びきびたき寮を県から譲り受け、自主運営施設として開設(平成20年度開設)

- オ 矢吹しらうめ荘及び矢吹しらうめ通勤寮の指定管理者再指定獲得(平成19年度 獲得:指定管理期間:平成20年度から3年間)
- カ 太陽の国共同作業所「ゆうあい工房」の開設(平成18年度)
- キ からまつ荘を県から譲り受け、自主運営施設として開設(平成20年度獲得:平成21年度開設)
- ク 県立社会福祉施設(けやき荘ほか計7施設)の指定管理者再指定獲得(平成22 年度獲得:指定管理期間:平成23年度から5年間)
- ケ 矢吹しらうめ荘及びやぶき自立支援寮(宿泊型自立訓練事業所:旧矢吹しらうめ 通勤寮)を県から譲り受け、自主運営施設として開設(平成23年度)
- コ 共同作業所たいしん(就労継続支援B型事業所)の開設(平成23年度)
- サ 原発事故に伴い「浪江ひまわり荘」の仮設施設を太陽の国敷地内に建設(平成23年度)
- * 上記⑤のとおり、これまでの移譲・指定管理者の公募に臨み、事業団が受託経営してきた全施設を獲得できていることは、経営改革による成果である。併せて、新たな自主事業や東日本大震災後の復旧事業にも積極的に取り組んでおり、事業団の使命たる「県民福祉のセーフティーネット」としての役割を果たしていると判断している。

⑥ 給与改革関係

- ア 期末勤勉手当の賞与化と支給割合の暫定引き下げ(平成18年度)
- イ 給料の調整額の全廃(平成18年度)
- ウ 特殊勤務手当(交替制夜間勤務手当)の全廃(平成18年度)
- エ 持ち家に対する住居手当の廃止、借家に対する支給上限引き下げ(平成18年度)
- オ 扶養手当を子供に限定(平成18年度)
- カ 出産休暇、傷病休暇及び傷病休職の無給化(平成18年度)
- キ 賞与基準日前退職者への賞与の廃止(平成19年度)
- ク 若年層の待遇改善のための夜勤手当の見直し(率・定額併用制:平成20年度)
- ケ 賞与支給率の暫定引き下げ分の復元(平成20、22年度)
- コ 資格手当の引き上げ(平成20、21年度)
- サ 処遇改善手当の創設(平成21年度)

⑦ 旅費関係

- ア 県内旅行日当の全廃(平成14年度)
- イ 役員旅費の差別化の全廃(平成18年度)
- ウ 陸路算定用電算ソフトの導入による車賃の実勢化(平成17年度)
- * 上記⑥⑦の経費削減策等により、経営改革の目的とした収支均衡経営を達成しており、自立経営による自律した法人への転換は進展していると判断している。

⑧ サービス関係

- ア 認知症介護実践者等養成事業の実施と認知症介護支援ネットワークづくりの推進 (平成13年度)
- イ 日中活動及び地域生活移行の訓練の場として、太陽の国共同作業所「ゆうあい工 房」を開設(平成18年度)
- ウ 毎年8月27日を「防災の日」と定め、全施設での事業団総合防災訓練を実施(平成11年度)
- エ 震度5強の地震発生時の全職員が自動招集される「職員行動マニュアル」の制定 (17年度)
- オ リスクマネジメント委員会を設置し、事故発生時の迅速な対応及び水平展開として、次長会議の定例議題としてアクシデント・インシデントの検証を実施(平成17年度)
- 力 各施設に男女各1名ずつのお客様が選んだ虐待防止委員を配置し、権利擁護委員会を開催するとともに、次長会議の定例議題(様式を定め実施状況報告)として情報の交換と実施状況の確認を実施(平成17年度)

- キ 監事(福祉資格者)によるサービス業務にかかる監査等の実施(平成18年度)
- ク 新体系事業移行を踏まえた日中活動の訓練施設として、矢吹しらうめ荘の施設外 作業場を設置(平成21年度)、後に「共同作業所たいしん」(就労継続支援B型事 業所)として単独事業所化(平成23年度)
- ケ 太陽の国病院においてペインクリニックを開始(平成20年度)
- コ 食の安全対策及び栄養ケアマネジメント体制強化のため、栄養士会議を随時開催 (平成20年度)
- サ 耐震 C 判定であった、やまぶき荘の耐震補強工事の施工完了(平成20年度)
- シ 防災体制の強化を図るため、緊急地震速報装置を全施設に配備(平成20年度)
- ス 施設サービス第三者評価事業の受審開始(平成20年度)
- セ 感染症対策委員会の設置(平成21年度:新型インフルエンザ対策委員会を再編)
- ソ 全ての社会福祉施設へのスプリンクラー設置を完了(平成22年度)
- タ 障害者支援施設等の新体系事業への移行及びサービス管理責任者の配置(平成2 2、23年度)
- チ 太陽の国各施設に非常放送用の屋外スピーカーを増設(平成22年度)
- ツ リスクマネジメントの体制強化のため、事務局にリスクマネジメントアドバイザー(専任職)を配置(平成23年度)
- テ 福島市との防災協定の締結(飯坂ホーム対応:平成23年度)
- ト からまつ荘における「居宅生活訓練事業」の開始(平成23年度)
- * 上記®により、施設をご利用されているお客様の個性を尊重した支援及び安全確保の取り組みは実践されているものと考えている。
- 9 地域福祉関係
 - ア 知的障害者グループホームの拡充
 - (ア) 増設・・・平成15年度2棟、17年度3棟(うち1棟は多機能型グループホーム)、18年度1棟、20年度1棟、23年度1棟:計11棟)
 - (イ)新築移転・・・2棟(平成23年度)
 - イ 事業団地域生活支援センターやぶきの開設(24時間電話相談:平成18年度)
 - ウ 地域生活移行推進のための地域生活体験事業の実施(平成17年度)
 - エ 障害者相談支援事業の実施(平成17年度)及び拡充(地域生活支援センターけんなんの設置:平成24年4月~予定)
 - オ 障がい者のホームヘルパー養成研修修了者のフォローアップ事業の実施(平成16年度)
 - カ 地域福祉支援プロジェクトチーム派遣事業の実施(平成7年度)
 - キ 会津地区在宅障がい児・者地域療育等支援事業の実施(平成13年度)
 - ク 発達障がいサポートコーチ事業(平成21年度)
 - ケ 障がい者地域就業ステップアップ事業の実施(平成15年度:平成21年度より 県南障がい者就業・生活支援センター事業に移行)
 - コ 就労支援ネットワーク構築事業の実施(平成19年度:平成21年度より県南障がい者就業・生活支援センター事業に移行)
 - サ 県南障がい者就業・生活支援センター事業の実施(平成21年度)
 - シ 相談支援アドバイザー事業の実施(平成24年度予定)
- * 上記⑨のとおり、指定管理施設は公立施設として、また自主運営施設は事業団が担 うべき役割として、新たな地域福祉関連事業等にも果敢に挑戦し実践していると判断 している。
- (4) 事業目標とその実績(付表2)の評価
 - ① 継続事業全般について
 - ア 社会福祉施設(設置経営施設)
 - (ア)特別養護者人ホーム(3施設:定数300人:飯坂ホーム、やまぶき荘、さつき荘)の年間利用率は平均93.9%であるが、これは介護度の高いお客様が多

いことに伴う入院期間分の減算によるものであり、入退所に係る僅かな期間を除き常に満床である。また、低廉な負担金で良質なサービスを提供する「コストパフォーマンス」が支持され、3施設とも200人以上の待機者がある。

- (イ) 救護施設(2施設:定数230人:からまつ荘、浪江ひまわり荘)は、定員の110%までの過員入所が可能であり、これまでも100%を超える実績を上げてきた。平成23年度の年間利用率は、からまつ荘が平均101.5%であり、原発事故に伴い避難中の浪江ひまわり荘のお客様を措置替えにより受け入れたことに伴う増である。一方、浪江ひまわり荘については、避難施設及び仮設施設での事業運営であるため、他施設への措置替えに加え、新規入所の希望者もなく、平均利用率は93.5%(前年度107.5%)まで低下し、平成24年9月現在では88%となっている。
- (ウ)障害者支援施設きびたき寮(旧身体障害者療護施設:定数100人)は、減床計画を策定しているため年間利用率は93.4%に留まっているが、入院期間及び入退所に係る僅かな期間を除き概ね満床である。
- イ 社会福祉施設等(指定管理経営事業)
- (ア)障害者支援施設(旧知的障害者更生施設:4施設:定数360人:けやき荘、かしわ荘、かえで荘、ばんだい荘あおば)の年間利用率は平均90.8%であり、太陽の国3施設では高齢化に伴う死亡退所後の欠員等により、概ね6~8人程度の欠員がある。
- (イ)障害者支援施設ひばり寮(旧身体障害者更生施設:定数100人)の年間利用率は90.4%であり、新体系事業に移行したとは言え、旧身体障害者更生施設の特性も強く残り、新規入所の希望者が少ないため、常時10人程度の欠員状にある。これは、全国的な傾向であり、やむを得ない範囲と考えている。
- (エ)障害児入所施設ばんだい荘わかば(旧知的障がい児施設:定数40人)の年間利用率は76.1%であり、常時5~6人程度の欠員状況にあるが、これは、支援難易度が高い行動障がい等の方々(4人)が多床室を個室として利用せざるを得ない状況であり、実質定員を36人とした対応であることを所轄の児童相談所も理解した上での利用率であり、事実上は満床の利用状況である。
- ウ 福島県太陽の国病院管理経営事業

年間外来患者数は医科25,697人(1日平均106.2人)、歯科2,405人(1日平均26.1人)、入院患者数4,671人(1日平均12.8人:病床利用率60.8%)であり、うち外来患者及び入院患者の9割強が太陽の国に入所されている方の利用である。

患者が太陽の国のお客様にほぼ限定されていることから利用率に大差は生じないが、23年度は前年比では、外来患者が1日平均106.2人で12.1人の増であるが、太陽の国に避難した浪江ひまわり荘お客様の受診分が大きい。また、入院患者の1日平均12.8人で0.8人の減、歯科患者は1日平均26.1人で1.8人の増であった。なお、平成20年度より稼働したペインクリニックの患者数は、418人であり、前年度の250人を大きく上回っている。

エ 太陽の国厚生センター等管理経営事業

原発事故により、浪江ひまわり荘が避難所として利用したため、平成23年度の 実績は「ゼロ」となった(平成24年4月に再開)。

オ 勤労身体障がい者体育館管理経営事業

震災に伴う建物破損により、一般開放できなかったため、平成23年度の実績は「ゼロ」となった(平成24年8月に再開)。

カ グループホームの設置経営

グループホーム(11箇所:定数59人)の年間利用率は98.4%であり、退所時の一時的な欠員はあるものの、ほぼ満室の利用状況である。

キ 福島県認知症介護研修事業

年間の研修修了者総数は561人であり、県内介護福祉事業者の中心となり、次代のリーダーを養成している。

ク 短期入所事業(専用床:4施設14床、空床利用:7施設) 年間利用者数は専用床、空床利用合計で実人数280人、延日数2,406日で あり、平成23年度も、ばんだい荘の地域療育等支援事業の展開による利用者や矢吹しらうめ荘の入所待機者による利用が多いが、空床利用のため安定的な利用者数が見込めない特別養護者人ホームや障害者支援施設でも実績を上げてきた。

なお、ばんだい荘わかば及び矢吹しらうめ荘においては、別事業として地域自治体との契約を前提とした「日中一時支援事業」を実施しており、利用延日数としては、わかば1,496日、しらうめ荘328日であり、前年度を上回る実績がある。

ケ 福島県障がい児(者)地域療育等支援事業

年間利用者数は226名であり、震災後の会津地区への避難者支援を含め、前年 比24名の利用増となった。

平成19年度からは相談事業の一部が別の相談支援事業に移行したが、なお一定の需要がある。なお、同一地域内でばんだい荘が別に実施している相談支援事業所は、猪苗代町・磐梯町と契約を締結している。

コ 福島県発達障がいサポートコーチ事業

平成21年度からの新規事業であり、前項の福島県障がい児(者)地域療育等支援事業では対象とならない地域の「発達障がい児(者)」に対して前項同様のサービスを提供しており、年間利用者数51人の実績がある。

サ 県南障がい者就業・生活支援センター事業

平成21年度からの新規事業であり、平成20年度まで実施していた「障がい者 地域就業ステップアップ事業」のノウハウを活かし、障がい者の方々が地域で暮ら すために必要な雇用の促進及び安心な日常生活のため、企業、福祉施設、病院、学 校等の関係機関と連携し、相談、助言、職場実習の斡旋等の支援を実施しており、 平成23年度は、新規登録73人、相談・支援5,500件(障がい者5,015 件、事業主485件)、職場実習34件、就職34件の実績を上げている。

② 新規事業全般について

ア 障害者支援施設(設置経営施設)

矢吹しらうめ荘(旧知的障害者更生施設:定数100人)の年間利用率は94. 4%であり、家庭外泊(帰省)、入院期間及び入退所に係る僅かな期間を除き、概ね満床である。

イ 宿泊型自立訓練事業(設置経営施設)

やぶき自立支援寮(旧知的障害者通勤寮:定数20人)の年間利用率は97. 5%であり、地域生活移行への通過施設としての出入りに伴う欠員はあるが、ほぼ順調な利用状況である。

ウ 就労継続支援B型事業所(設置経営施設)

共同作業所たいしん(定数20人)の年間利用率は、93.4%であり、短期間の欠員及び体調不良に伴う欠勤等による減算はあるが、概ね順調な利用状況である。また、工賃支払状況としては、平均月額12,477円であり、全国平均の12,693円をやや下回ってはいるものの、福島県平均の10,977円を大きく上回る実績を上げている。

- * よって、社会福祉事業は障がい者の地域生活移行の推進という目標を含め、事業目標とその実績は適切である。一方、公益事業のうち、太陽の国厚生センター等管理経営事業及び勤労身体障がい者体育館管理経営事業については、平成23年度は原発事故に伴う避難者の受入及び震災による建物被害により、事業そのものが実施できなかったが、これまでにも、利用率低下等の課題があるため、当初の設置目的と需要の変化にも柔軟に対応し、利用時間、利用料及び用途制限等の条件整備を図り、新たな利用促進策を講ずる必要があると判断している。
- 2 マネジメントサイクルにおける環境変化・住民ニーズの把握方法
- (1) お客様のニーズ把握
 - ① ケアプラン作成のための定期的な面談と聞き取り
 - ② 虐待防止委員による面談と聞き取り
 - ③ 苦情解決制度の活性化による苦情・要望の吸い上げ

- ④ 旅行・クラブ活動及び季節諸行事計画策定へのお客様の参画
- ⑤ 食事サービス等に係るお客様意向調査の実施及び反映
- ⑥ 自治会活動の支援
- (2) 家族のニーズ把握
 - ① 相談日・相談会を設けての直接的把握
 - ② 保護者会、家族会を通しての把握
 - ③ 各種施設行事を通しての把握
 - ④ 毎月家族通信を発送しての反応による把握
- (3)地域ニーズ把握
 - ① 地域の皆様との懇談会の実施
 - ② 地域共催イベントとの実施(西郷さくら祭りなど)
 - ③ 就労支援ネットワーク構築事業等、地域福祉事業をとおしての地域情報の収集
 - * 上記(1)~(3)のとおり、お客様・家族・住民ニーズへの対応は実践されていると考えている。

また、平成24年度からは、障害福祉サービスにおける新たな計画相談の仕組みが導入されたこと等に伴い、当事業団としても「地域生活支援センターいなわしろ」における、相談支援アドバイザー事業や「地域生活支援センターけんなん」を設置するなど、新たな相談支援事業の展開を図っているところであるが、将来的には相談件数の更なる増加が見込まれているため、事業団運営の施設や他の障害福祉サービス事業者と連携したサービスの提案やニーズに応じアセスメントされた利用計画の作成など、更なる相談支援事業の拡充と併せて、環境変化・住民ニーズの把握に結びつけたいと考えている。

視点2:経済性・効率性

事業の収支バランスと採算性・収益性の視点

1 収支バランスの評価

平成23年度の収支状況としては、障害者支援施設等の新体系事業移行に伴う大幅な収入増、浪江ひまわり荘避難者の太陽の国病院受診に伴う医療事業収入の増、職員の新陳代謝に伴う人件費支出の減、震災に伴う建物等修繕費支出の増、重油単価の高騰に伴う燃料費支出の増など、いくつかの増減要素はあったが、決算上の当期資金収支差額は151,650千円を上積みし、次期繰越資金収支差額としては941,514千円を計上しており、指定管理者制度が始まった平成18年度から6年連続で実質的な黒字決算を達成していることから、収支バランスは着実に改善していると判断している。

2 収入増加策の評価

社会福祉施設等にあっては利用定数が定められていることから、増収策は限定されるが、引続き次のような増収策を図った。

- (1) 救護施設における定員過員入所(定数の10%以内可)
- (2) 管理栄養士及び栄養士の全施設配置による栄養管理加算等の取得
- (3)地域療育事業等、相談支援事業を介した短期入所事業及び日中一時支援事業の積極的 な広報及び受け入れ(ばんだい荘ほか)
- (4) 入所待機者の短期入所事業による積極的な受け入れ(しらうめ荘ほか)
- (5)特別養護老人ホームにおける、夜間勤務職員の増員・福祉専門職員の配置による加算報酬の取得
- (6)福祉・介護職員処遇改善交付金の活用
- (7) 障害者自立支援法に基づく、新体系事業への移行(全ての障害者支援施設)
- (8)災害復旧関連公的補助金の活用(ひまわり荘仮設施設新築工事ほか)
- (9) 民間助成金の積極的な活用(丸紅基金ほか)

よって、規制の範囲内で増収について努力していると判断している。

3 経費削減策の評価

(1) 人件費の削減

平成12年度から経営改革に着手し、定年前早期退職者制度の導入、退職者代替の非正規職員補充等、雇用定数削減及び給与制度改革等、多くの人件費削減策を実施してきた結果、15年度に44億円であった人件費を着実に削減し、付表3のとおり23年度には約34億円にまで(△10億円)引下げた。

なお、当初の経営改革事業実施計画において平成18年度から平成24年度までに行うとした給与制度改革を18年度に全て前倒しし、一挙に実施した結果、この見直し改革による計画期間の累積人件費削減額は約37億9千万円である。

(2) 事務費の削減

削減策として以下のとおり実施した。

- ① 平成12年度から、原則3%事務経費削減策を継続実施
- ② 県内及び近距離県外出張に係る日当及び理事長旅費の差別化の廃止等(実費主義)
- ③ 予算見積の段階から複数業者からの見積書の徴求
- ④ 振り込み手数料の削減、事務処理の効率化及び事故防止のためファームバンキング を導入、継続利用
- ⑤ メール便の利用拡大等、通信費の節減と事務処理の効率化
- ⑥ 全公用車にETC利用システムを導入し、割引制度を積極活用
- ⑦ ボイラー運転日の縮小(夏期期間の日曜日運転停止)
- ◎ 共有物品等の購入に係る一括入札の実施等、スケールメリットの活用
- ⑨ 廉価販売製品の積極活用
- ⑪ 小口現金による量販店の積極活用
- ⑪ 民間助成金及び災害復旧関連公的補助金の活用

(3)事業費の削減

事業費は基本的にお客様の食費や居住費等の生活費であることから、削減目標は掲げず、スケールメリット、ムダの排除に努め、削減策として以下のとおり実施した。

- ① 大量購入物品の規格等の統一と一括購入
- ② 小口現金による量販店の積極活用
- ③ 在庫の適正管理
- ④ ボイラー運転日の縮小(夏期期間の日曜日運転停止)
- ⑤ 救援物資の活用(平成22、23年度)

よって、経費節減策は適切に実施されていると判断している。

4 サービス向上策について

- ① 給食業務の委託業者選定手法として、プレゼンテーション方式及び業務評価制度(点数制)の導入
- ② バイキングスタイル給食の導入
- ③ 給食用温冷配膳車の導入
- ④ 栄養ケアマネジメントの充実及びお客様ニーズへの迅速な対応策として、太陽の国施設栄養士の集中管理方式を改め、全施設に管理栄養士又は栄養士を配置
- ⑤ お客様の意向把握及び障がい特性に応じた個別支援計画(ケアプラン)の策定、随時又は定期的見直し並びにモニタリングの実施
- ⑥ 福祉QC(Quality Control) 手法を活用した業務改善及び生活環境の改善
- ⑦ 権利擁護推進委員会の開催及び権利擁護の確認、併せて倫理綱領及び行動規範に基づく全職員による自己チェックの実施
- ⑧ 苦情解決制度の実践及び虐待防止委員配置による、苦情・要望等の受付環境の更な

る改善及び苦情内容のホームページによる公開

- ③ お客様の高齢化・重度化に伴うサービス内容及び勤務時間の見直し(夜間入浴の推進等)
- ⑩ 「お客様の幸せづくり提案制度」による業務改善意識の高揚及びサービスの向上
- ⑪ お客様の写真入り近況報告(家族通信)の送付による、施設と家族との連携強化
- ⑫ 施設サービス評価外部委員の配置及びモニター活動による第三者評価の受審
- ⑬ 人事考課への業務管理表(グループ・個人の目標設定及び達成度の確認)の導入
- ⑭ 福祉サービス第三者評価を複数の評価事業者で受審

よって、サービス向上策は適切に実施されていると判断している。

5 経営状況(付表3)及び経営分析等(付表4)についての評価

(1)経営状況

平成17年度までは、差額委託金方式での決算であったため、次期繰越(資金)収支差額は発生しなかったが、18年度には2億3,682万円(黒字)の次期繰越(資金)収支差額を計上し、自立経営初年度から順調なスタートが切れた。その後も、毎年、黒字決算を達成し、平成23年度には退職給与引当金を含め、資金収支差額を941,514千円まで上積みしており、経営状況は概ね良好であると判断している。

- ① 収入としては、事業収入5,033,636千円のうち、本体事業収入(介護保険、支援費、就労支援、措置費、医療費)が4,832,390千円であり、全5事業が増収を計上した。中でも新体系事業に移行した支援費収入が前年比286,439千円の増、ひまわり荘診療分が増えた太陽の国病院の医療費収入が前年比29,653千円の増であり顕著である。また、補助金等収入1,677,722千円には県より移譲を受けた「矢吹しらうめ荘」の建物評価額577,745千円、災害復旧補助金等267,342千円、処遇改善助成金や障害者雇用調整金等79,207千円、矢吹しらうめ荘の譲受に伴う一時的な過年度分退職精算交付金99,802千円が含まれているため、これらを除いた単年度の実質的な県からの歳入としては、委託金、指定管理料、退職精算交付金等を含めて653,626千円であり、前年比△68,640千円の減収となった。
- ② 支出としては、人件費全体で3,438,320千円であるが、職員の新陳代謝により前年比76,632千円の減となった。

事務費は、787,527千円であり、前年比21,801千円の増であるが、総額には退職給与引当金を本部会計へ送金するための支出科目である経理区分間支出90,833千円が含まれており、実質的には696,694千円であるため、前年比16,764千円の増となる。増額要素としては、災害復旧工事費を含む修繕費19,980千円の増分が大きい。

事業費は、2,418,097千円であり、前年比931,286千円の増となったが、事業費の内訳としては一般事業費1,027,139千円のほかに、「矢吹しらうめ荘」と「ひまわり荘仮設」の建物評価額を含む固定資産取得支出982,898千円、新設の就労支援事業支出4.549千円、指定管理施設の固定資産物品購入のための県預り金6,487千円、建設積立金ほか各種積立金支出333,137千円、東電損害賠償関連支出63,887千円などの特殊要素が含まれているため、単純な年度比較には適さない。一般事業費の分析としては、増額要素として重油単価の高騰に伴う燃料費9,468千円、診療増に伴う太陽の国病院の医療薬品費18,213千円などもあったが、お客様の利用延日数の減に伴う給食費の減や救援物資を活用したことに伴う消耗品費・日用品費の減など、他の減額要素によって相殺され、前年比4,668千円の増に留めることができた。

③ 結果として、決算上の当期資金収支差額は151,650千円の黒字を上積みし、 次期繰越収支差額としては941,514千円を計上しており、懸念された東日本大 震災の影響は少なく、単年度収支として危惧する要素はない。

よって、経営状況は概ね経営改革事業実施計画どおり順調に推移しているものと判断し

ている。

(2) 経営分析

自主経営施設の開設及び職員の年齢構成の適正化は、事業団の安定した自立経営に不可欠な要素であり、特に、年齢構成の適正化は、今後も改善に努める必要性があると分析している。

- ① 計8施設の譲り受けにより、自主事業比率を54.2%まで引き上げたが、依然として経営基盤は脆弱であり、流動比率の216%については、流動資産の普通預金に退職給与引当金分の預金554,456千円が含まれており、実質流動資産比率は133.7%であるため、全国平均の429.5%(平成21年度全国社会福祉施設経営者協議会資料参照)に比べるとまだ低く、基本財産の拡充が必要であると考えている。
- ② 資金収支計算における当期末支払資金残941,514千円にも、退職給与引当金554,456千円が含まれており、実質的な支払資金残高は387,057千円である。社会福祉施設等の収入は、殆どが2か月遅れで入金されることから、介護保険、自立支援費、措置費及び医療事業の収入合計(年額)4,760,922千円の2か月分である793,487千円程度の資金を確保する必要がある。
- ③ 補助金等依存率は22.1%であるが、補助金等1,677,722千円の中には、 指定管理料470,971千円や福祉・介護処遇改善助成金の収入74,140千円 等が含まれており、実質的な県補助金としては、委託料89,968千円と退職精算 交付金212,295千円であるため、指定管理料等を支援費収入等の事業費収入と 位置付けた場合の依存率は3.9%である。
- ④ 支出に対する単純人件費比率は51.8%となっているが、一般的な人件費比率は 事業活動収入に対する人件費の割合として求めることから、その比率は64.68% である。公表されている平成21年度の介護老人保健施設の全国平均人件費率は66. 9%(平成21年度全国社会福祉施設経営者協議会資料参照)であることから、民間 社会福祉法人並の人件費水準であると判断できる。

よって、地域生活移行による在籍率の低下や施設の老朽化に伴う大規模修繕、震災に伴う建物の修繕費、原発事故に伴う仮設施設の整備費等、収支が変動する要素はあるものの、現状下では経営改革事業実施計画で予定した水準を上回る経営状況にあると分析している。

[二次点検評価:左に対する所管部局としての評価]

視点1:計画性(マネジメントサイクルの確立)

公社等経営の理念・目標・方針などが、各種計画等に反映され、事業 の企画立案、実施、評価、改善が行われているかという、経営マネジメ ントサイクルの視点

- 1 事業団の経営理念等が設立目的に適合しているかの考察
 - ◎事業団の設立目的(定款より抜粋)

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多様な福祉サービスがその お客様の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、お客様が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する 能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援する ことを目的として、次の社会福祉事業を行う。(以下略)

事業団が掲げる「私たちはお客様の人格・人権・命を守ります。」というスローガンは、 定款に定める事業団の設立目的を実現するために行う様々な福祉サービスや社会福祉事業 の基本となる考え方であり、この理念に基づいた個性を尊重した支援、安全の確保への取 組みは評価できる。

また、これまでに培った知識と経験を活かし、県全域を視野に入れ、県民が安心して生活することができるよう「県民福祉のセーフティーネット」としての役割を果たすことを経営方針に掲げるなど、地域福祉の向上に寄与しようとする姿勢が認められる。

以上のことから、事業団の経営理念・方針は、設立目的に適合しており、適切な内容となっているものと考える。

- 2 経営計画について
- ◎平成16年1月6日策定の経営改革事業実施計画書の概要
 - 1 計画の趣旨

県民の中核的・総合的社会福祉施設運営の担い手としての役割を果たすとともに、規制緩和や地方分権の進展、社会福祉基盤構造改革の時代の流れに適応した自立性と効率性を備えた社会福祉法人としての経営を目指すために、経営改革事業実施計画を策定する。

- 2 計画策定の視点
 - (1) 多様化する利用者ニーズへの的確な対応
 - (2) これまで培ってきた知識・人材の活用
 - (3) 今後10年程度を目途に措置費、介護保険収入、支援費等を基本とした収支均衡のとれた一般社会福祉法人並みの経営を目指す。
- 3 計画期間

平成15年度から平成24年度までの10年間

- 4 経営改革に関する事項
 - (1) 組織・体制の見直し
 - 理事構成・定数の見直し、評議会の設置
 - 太陽の国事務処理体制、管理部門の見直し
 - (2) 職員体制の見直し
 - ・正規職員と非正規職員の構成比を概ね2:1とする。
 - ・正規職員の退職補充は、原則として契約職員で行う。

- (3) 給与制度の見直し
 - ・給料の見直し
 - ・諸手当の見直し
- (4) 定年前早期退職制度の導入(平成14年度から実施中)

◎平成17年3月1日策定の経営改革事業実施計画の見直し計画の概要

1 見直しの趣旨

指定管理者及び施設の移譲獲得のため、平成18年度から収支均衡経営を行う。 そのため、経営改革事業実施計画書に定めた給与等改革を全て前倒しで行うとともに、 同計画書の中で「継続検討事項」とされたものについても一部前倒しする。

2 見直し内容

- (1) 諸手当の見直し・廃止を平成18年度に繰り上げて実施
- (2) 期末・勤勉手当の名称変更と支給率見直し
- (3) 暫定業務手当(調整額廃止のための経過措置)の創設見送り
- 3 見直しの効果

平成17年度当初予算に比べ、約5億5千万円の人件費削減となり、平成18年度から収支黒字に転じる。

(1) 上記計画に対する評価

事業団では、平成16年1月に、自立性と効率性を備えた社会福祉法人としての経営を目指し、具体的な改革事項を盛り込んだ経営改革事業実施計画書を策定したが、これは、「利用者ニーズへの的確な対応」、「知識・人材の活用」及び「収支均衡のとれた一般の社会福祉法人並みの経営」という3つの視点から策定されており、事業団の設立目的や経営理念に沿った計画となっている。

経営面では、平成17年3月には、平成18年度から導入された指定管理者制度への対応を踏まえ、経営改革事業実施計画の見直しを行い、給与等改革を前倒しで実施することにより平成18年度から収支均衡経営を達成するなど、こうした取組みは、「福島県公社等外郭団体点検評価委員会」からも高い評価を得ているところである。

平成19年度からは、引き続き経営の効率化を図りながら、引当金、積立金造成規定の整備、人事考課及びPDCAサイクルによる業務管理の導入など、自主的・自立的な経営に向けた取組みがなされており評価できるものである。

平成20年度には、地域採用正職員制度の導入などによる人材の確保や、夜勤手当の見直し、賞与支給率の暫定引き下げ分の一部復元、資格手当の引き上げ等、引き続き給与改革を実施し、職員の待遇改善にも努めている。

平成22年度には、経営改革事業実施計画に替わる新しい中長期経営計画策定のための委員会設置要綱を定めており、平成23年度から検討開始の予定であっが、東日本大震災に伴う施設復旧費用や仮設施設の建設・運営等が経営に与える影響が不透明であったことや、自主経営施設の復旧・サービス提供の正常化を業務の最優先としたことから、新委員会の開催はできずにいた。これについてはやむを得ないものと考える。

なお、事業団では平成24年度初めには前計画の総括を行った上、新委員会を定期的に 開催している。

事業面においては、各施設サービス向上のためニーズ把握を実施し、太陽の国病院で開始された患者の痛みを理解し治療するペインクリニックなどの積極的な取組みに対して不断の評価及び改善が行われ、また障害者施設の新法体系への移行を1年前倒しし平成23年度から開始したほか、平成24年度から創設された障がい児者への相談支援事業についてもいち早く準備作業を行い年度当初からの開設に向け準備を進めてきたことなど、制度

変更にも柔軟かつ適切に行われていると認められる。

また浪江ひまわり荘の避難生活においては、仮設施設が完成するまでの制約が多い中にあっても、サービス提供の向上・改善を重ね、献身的なケアに当たってきたことは特筆すべき事項である。

職員の待遇については、経営改革実行計画に方針に反しない範囲で、職場の働きやすさ・環境の改善策を講じており、上述の管理経営面での処遇改善策のほか、ワークライフバランスへの一定の配慮等、各社会福祉法人等において介護職員の確保や定着率向上に苦労する中、事業団においても工夫していることが伺える。

以上のことから、事業団においては、経営マネジメントサイクルが確立され(計画の適時適切な見直しや運用面における柔軟な見直し)、適切に業務運営がなされているものと認められる。

3 事業目標とその実績に対する評価

事業団による障がい者施設を始めとする指定管理施設の運営や、自主運営施設である特別養護者人ホームやグループホームの運営、各種福祉事業の実施などの多種多様な事業展開は、「多様な福祉サービスがそのお客様の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、お客様が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援する」という事業団の設立目的と適合するものであるとともに、施設の運営に永年の経験と高度な専門性を有する事業団施設は、県民福祉のセーフティーネットとしての役割を果たすものとして、また他の社会福祉施設等に対する研修の実施など、県域における社会福祉のリーダー的役割を果たすなど、その必要性は低下していない。

また、障がい者福祉施策の流れが地域生活移行へ向かう中、新たに障がい者の就労を支援する事業に取り組み、県の補助事業終了後も地域のニーズに応え、障がい者就業・生活支援センターとして継続しているほか、グループホームの拡充や地域生活体験事業の充実を図るとともに、障害者自立支援法に基づく施設新体系への先行移行に取組むなど、社会福祉を取り巻く環境の変化に対応した事業団の取組みは評価できる。

しかし、病院の患者数、厚生センター及び体育館等の利用者数は目標を達成できない状況であることから、病院にあっては安定的な経営の支援を継続し、また厚生センター・体育館についてはそれぞれの施設の利用促進につながる条件整備の検討と併せて、新たな利活用の方策についても事業団と協議していくこととしたい。

視点2:経済性・効率性

事業の収支バランスと採算性・収益性の視点

1 県における自己点検

現在、社会福祉事業団に対する実質的な財政的関与は、県立社会福祉施設等の指定管理料、太陽の国管理センター等の管理運営委託料及び事業団職員の退職手当を補填する退職手当精算交付金の3つである。

〇県立社会福祉施設等指定管理料

平成18年度からの県立社会福祉施設への指定管理者制度の導入によるものであり、 協定に基づき当然支払うべき経費である。

(現在の指定管理期間:平成23年度から平成27年度まで)

○太陽の国管理センター等管理運営委託料

太陽の国に所在する各社会福祉施設及び太陽の国病院等を統括する管理センターの管理運営のために必要な経費であり、コスト面から見ても妥当であると判断している。

○退職手当精算交付金

事業団職員の処遇は、昭和46年に旧厚生省から発出された通知(いわゆる46通知)により、事業団を設立した地方公共団体の職員に準ずることとされていた。

しかし平成14年には46通知の取扱いの変更があった(社会福祉施設の委託先は事業団に限定しないこととなったこと等)。事業団では、平成16年1月6日には経営改革事業実施計画により給与規則を変更したため、それまでに事業団に採用された職員に対する退職手当精算交付金の交付は、事業団に対して退職手当引当金の計上を認めてこなかった法人設置者である県として最低限行うべきものであると考える。

※その他の補助金や助成金については他の法人と同条件で交付しているものであり、公社としての財政的関与を行っているものではない。

今後も、「公社等外郭団体への関与等に関する指針」にあるとおり、事業団の主体的、自立的な経営の促進を図りつつ、真に必要な財政的関与を行うこととしたい。

2 評価

(1) 収支バランス

平成23年度の資金収支決算においても資金収支を黒字としている。また当期末支払資金残高9億4,151万円には退職手当引当金5億5,445万円を含んでおり、実質支払残高は差引3億236万円である。昨年度実質支払残高から8,470万円増加しており、着実に収益を確保しているものと考える。

そのほか、収入の確保として、障害者自立支援法に基づくきびたき寮のいち早い新体系移行により増加を図ってきたほか、処遇改善交付金を受けるための職員配置の工夫等、事業団の経営改革事業実施計画に基づき引き続き人件費増加の抑制、民間団体からの助成金の獲得等、収入源確保等の取組みが引き続き実行されており、こうした努力は評価できるものである。

(2) 収入増加策

事業団は、46通知により自主事業を行うことを制限されてきたが、管理栄養士の配置による栄養管理加算の取得を行うなど、規制の範囲内で努力してきたものと認められる。

また、定員の10%まで更に入所できる救護施設には積極的に受け入れを行い収入の増加を図るとともに、地域療育等支援事業、短期入所事業やばんだい荘における日中一時支援事業について、より積極的な広報と近隣市町村からの受け入れに努めるなど、収入増加に取り組む姿勢は評価できる。

なお、原子力発電所事故に伴い浪江ひまわり荘及び事業団本部事務局が被った経費負担 (避難経費、仮設施設建設に伴う国庫補助以外の自己負担分等)については、請求できる ものについては東京電力に請求し、平成23年度は3,386万円を受領している。それ 以外については今後さらに請求していく予定であることから、資金面での問題としては一 時立て替え等はあるものの、経営上大きな問題にはならないと考えている。

今後とも、事業団が有する強みを最大限に生かした収入増加策への取組みに期待したい。

(3) 経費削減策

事業団においては、平成12年度の経営改革着手以来、様々な経費削減策に取り組んでおり、特に人件費の削減については、早期退職制度の導入や定員削減などのほか、経営改革事業実施計画に係る給与制度改革の前倒し実施など、積極的に実施してきたところである。このことが、平成18年度から収支均衡経営を達成している最大の要因であり、その成果は大いに評価できるものである。

なお、平成22年度で復元が完了した賞与の暫定カット分と毎年の定期昇給分については、1年間で見込んでいる退職者給与との収支により十分対応できるとの見通しを持っていることから、今後も引き続き慎重にみていくこととしたい。

なお、事務費についても削減目標を掲げ、スケールメリットの活用や細部に至るまで徹底してムダを排除するなど、日頃からの積極的な取組が認められ、評価できる。

(4)サービス向上策

事業団では、入所者はもとより、その家族、職員、施設に配置しているサービス評価委員など様々な視点からサービスに対する評価を行い、その改善に努めることはもちろんのこと、福祉QC活動や人事考課制度導入により業務改善を図るなど、そのサービス水準向上への取組みは高く評価できる。

また、苦情解決制度やお客様の幸せづくり提案制度など入所者や家族等の声を聞き取り、サービスに反映させる環境づくりに積極的に取り組む姿勢が認められる。

(5)経営状況及び経営分析等

平成18年度以降、平成23年度においても収支均衡経営を達成し、必要な引当金や積立金を着実に計上するなど、その経営状況はおおむね良好であると認められる。

今後とも、経費の削減に努めながら、自主事業の新たな展開や人材の確保・育成など、中長期的な視点から、サービスの質の向上・維持を図りつつ、経営安定化のための取組を行っていく必要があると思われる。

[一次点検評価:公社等の自己点検]

視点3:課題への対応状況

共通課題1:新公益法人制度への対応(財団法人・社団法人のみ)

※対象外

共通課題2:東日本大震災からの復旧状況

原子力発電所事故に伴う損失・損害賠償請求の状況

1 東日本大震災の被害状況、復旧状況

(1)被害状況(概算額)

<自主運営施設>

①やまぶき荘	内壁・タイルほか		53千円	(施行済額)
②さつき荘	支柱・壁ほか	7,	444千円	(施行済額)
③飯坂ホーム	温泉ポンプほか	5,	888千円	(施行済額)
④きびたき寮	支柱・壁ほか	34,	444千円	(施行済額)
⑤からまつ荘	床・壁ほか	2,	822千円	(施行済額)
<指定管理施設•受託施設>				
⑥しらうめ荘	建物基礎		133千円	(施行済額)
⑦やぶき自立支援寮	擁壁ほか	42,	586千円	(見積額)
⑧ばんだい荘	壁ほか	1,	485千円	(県工事見積額)
⑨ひばり寮	壁ほか		924千円	(県工事見積額)
⑩けやき荘	壁ほか	12,	593千円	(県工事見積額)
⑪かしわ荘	壁ほか	2,	488千円	(県工事見積額)
⑫かえで荘	壁ほか	5,	345千円	(県工事見積額)
⑬太陽の国病院	給湯・給水管ほか	43,	845千円	(施行済額)
⑭管理センター	壁、サッシほか	12,	212千円	(施行済額)
15洗濯センター	給水管	1,	050千円	(施行済額)
⑩勤労身体障がい者体育館	耐震補強診断費ほか	10,	080千円	(施工済額)
	小計	183,	392千円	
⑪ひまわり荘				
(浪江町より西郷村に避難中)	仮設施設建設費	293,	931千円	(施行済額)

(2) 復旧状況

自主運営施設については、国の災害復旧費補助金を活用し、平成23年度中に復旧することができた。また、指定管理施設・受託施設についても、同様に福島県において補正予算が編成され、一部は平成24年度に繰り越した施設もあるが、順次復旧している。

(3)放射線低減作業(除染作業)について

除染作業については、平成23年度中に「除染計画書」を策定し、関係機関(県保健福祉部、県病院局、猪苗代町、白河市、地権者等)の承諾を得たところであるが、国の方針・動向を見極める必要があると判断し、ホットスポットに限定した除染に留めた。今後は、国及び県の方針に基づき、実施して行く予定である。

2 東京電力への損害賠償請求について

法人(事業者)からの損害賠償請求については、ひまわり荘の原発事故避難区域からの避難に係る費用及び遺失利益分等は、順次請求し収入を受けており、今後も継続請求して行く。また、ひまわり荘仮設施設建設費に係る事業主負担分についても、事業継続のための当然の必要経費として請求手続中である。

3 浪江ひまわり荘の避難職員について

原発事故に伴う避難は「浪江ひまわり荘」のお客様だけではなく、職員の殆どが浪江町 周辺に居住していたことから、避難生活を余儀なくされた。

当初、殆どの職員は、事業団が借り上げたアパートへ避難し、共同生活をしていたが、現在は、徐々に家族を呼び寄せるなどし、個別の震災借上住宅等に移ることができている。しかしながら、未だに家族が分散避難している職員も多く、現地に戻れる見通しも立たないことから、将来的な不安を抱えたままの避難生活が実態である。従って、事業団としては、この「避難職員」に対し、これまでも給与や服務にかかる特例措置を設け、支援してきたところであり、今後も長期避難を視野に入れ、現地復帰の日まで、更に継続的な支援が必要であると考えている。

個別課題:

1 浪江ひまわり荘の運営について

東日本大震災及び原発事故に伴い避難生活を余儀なくされている「浪江ひまわり荘」については、未だに原発事故の収束も浪江町への復帰についても、全く目処が立っていない。本年3月に、災害復旧費を活用した「仮設施設ひまわり荘(利用期限2年間)」が完成したことにより、従来のお客様コミュニティも復活し、落ち着きを取り戻しつつあるが、原発事故の収束や現地の除染作業の進捗状況によっては、避難生活が更に長期化する可能性もあるため、仮設施設の利用期限の延長や別の場所への新築移転も想定しなければならない。この場合には、他の老朽化施設の建て替え計画との兼ね合い等もあり、建設用地の確保、取得及び建設費等の大きな負担が生じることとなるため、県には特段の配意を願いたいと考えている。

2 飯坂ホームの改築について

飯坂ホームのは昭和44年に建設・開設された本県初の特別養護老人ホームであり、これまで、県内の老人福祉の推進に大きく寄与してきた。しかし、建設から40年以上が経過し、経年劣化が著しく、これに伴う維持補修経費の増加が経営を圧迫している。また、県有建築物の耐震診断における耐震性能がCランクと診断されており、現施設を継続使用するためには県の耐震化計画期間である平成27年度までに耐震化しなければならない。

今回の東日本大震災においては、飯坂ホーム自体は重大な被害を免れたものの、合築施設である旧県立病院の建物は、壁が崩れるなどの大きな被害を被った。

一方、当施設開設後に国の施設基準が改正され、入所者一人当たりの面積や一居室当たりの定員が制限されたことなどに伴い、相対的に当施設の狭隘化が顕著になっており、老朽化と併せ、現在の施設では期待される役割の継続やサービスの向上に限界が生じつつあるため、事業団としては最重要課題の一つと考えており、早期の改築に向け、県の指導を得て対応を検討したい。

3 太陽の国厚生センターについて

平成23年度は「浪江ひまわり荘」が避難所として使用したため、事業が実施できなかったが、従来から利用促進及び増収対策が課題となっている。現状分析としては、低廉なビジネスホテルとの競合において、コストパフォーマンスの劣勢は否めず、現行の設備及び制度下での増収は困難であると考えている。しかし、新たな設備投資は考え難いため、用途の変更、利用条件の整備(例:利用時間、利用料、休館日)や緩和など、制度の見直しが必須である。また、必ずしも増収に直結しなくとも、新たな経費を掛けずに利用度を上げることは可能であり、例えば、ホールを活用したギャラリーや前庭での市場(お客様作品、野菜等生産物の展示即売)の実施など、所要な緩和策やその他事業案について、現状で改善できるもの、制度変更により対応すべきものを整理し提案して行く。

4 太陽の国勤労身体障がい者体育館について

平成23年度は、震災による建物被害のため、事業が実施できなかったが、従来から利用促進、制度及び管理体制の見直しが課題となっている。現状としては、立地や地域性のハンデもあり、本来の設置目的である「勤労身体障がい者」の利用は少なく、併せて、障がい者は利用料が免除となることから、更なる増収を図るには、一般利用者を増やす以外になく、設備の拡充や貸出時間拡大などの制度の見直しが必須となる。現在も個々の予約に応じ、その都度、休館日の変更申請を県に提出し、柔軟に対応してはいるものの、制度全体の硬直化は否めないため、合理的な改善案を提案して行く。また、今後の設備拡充は費用対効果の視点からも考え難いため、経費を掛けずに有効に活用することにより、設置意義が担保されるものと考える。現在でも、太陽の国の指定管理施設のお客様の運動場として、或いは災害時の避難場所や救援物資の中継所として活用されているほか、災害時の地域住民の受入施設とすることも想定されており、今後も「総合社会福祉施設:太陽の国」の中での設置意義は継続するものと認識している。

[二次点検評価:左に対する所管部局としての評価]

視点3:課題への対応状況

共通課題1:新公益法人制度への対応(財団法人・社団法人のみ)

※対象外

共通課題2:東日本大震災からの復旧状況

原子力発電所事故に伴う損失・損害賠償請求の状況

1 東日本大震災の被害状況・復旧状況について

(1) 被災時の対応及び復旧対応

自主運営施設及び指定管理施設とも、法人本部と各施設・県との間の連絡が物理的に困難な状況にありながら、法人本部、各施設とも、自ら入所者の安全確保を最優先に対応したところである。これは、これまでの災害を教訓に訓練を重ね、非常時における体制を十分に整えていたものが生かされたものであると大きく評価している。

また、地震発生後速やかに応急処置すべき補修等については事業団の自己資金及び指定管理委託料の修繕費等を活用し適切に対応したものと判断している。

なお、県有施設分については、平成23年5月、6月、9月補正予算において災害復日 費補助金、事業団への委託料、指定管理委託料を追加計上し予算措置済である。

県が直接工事を行うもののうち、勤労身体障がい者体育館、太陽の国病院についてはそれぞれ平成24年6月及び7月に復旧済であり、残りの障がい福祉施設も現在工事中である。

引き続き入所者等の安全・安心の確保に努めていく。

(2)放射線低減作業(除染作業)について

太陽の国敷地ほか事業団施設のうち、やまぶき荘以外の土地は一部西郷村所有地を除きほぼ県有地であることから、県が除染を行うこととなる。

西郷村の除染計画では概ね一の又地区(上上野原)、上野原地区、芝原地区の順に面的除染を進める方向であることから、村の面的除染の時期に歩調を合わせ県も除染を行うこととしており、早ければ25年度当初から一部施設の除染に着手する予定である。

また、矢吹しらうめ荘についても県有地であり、県が除染の実施者となることから、町の除染状況を注視し、実施時期について検討していく。

2 東京電力への損害賠償請求について

既に避難に伴い発生する経費や逸失利益分については請求を行っており、平成23年度中は請求額のほぼ満額である3,386万円余りを受領している。事業団では仮設施設建設に伴う自己負担分等その他の経費についても順次東京電力に損害賠償請求を行うこととしている。

なお、経営に与える影響については、浪江ひまわり荘の入所者減(仮設施設での運営に 伴い定員の1割までの超過入所ができないことや避難による利用者減)に伴う収入減があ るが、それに伴い事業費の減や適正な人員配置も行っており、また入所数見合いの措置費 収入もあることから、利用者減が直ちに経営上大きな問題とはならないと考えられる。

また、仮設施設建設費の自己負担分については、法人全体としての施設整備費等による 収支上は赤字であるが、他の活動の黒字分で対応できており、また今後賠償金で当該自己 負担分は補てんされると見込まれることから、短期的には立て替え状態であるが、中期的 にみれば経営上大きな問題が発生するおそれは少ないと考えている。

3 浪江ひまわり荘の避難・避難職員への対応

福島第一原子力発電所事故に伴い警戒区域に指定された浪江町に所在する浪江ひまわり 柱 (救護施設 [移譲済自主運営施設])の入所者においては、太陽の国厚生センター及び 太陽の国地内の各施設に分散避難することとなったが、速やかに避難することができた。

その後の入所者の処遇にあっては、事業団各施設、太陽の国病院、県南地方振興局、県南保健福祉事務所の協力・助言を得ながら運営し、当初は環境の大きな変化から体調を崩される入所者も多かったが、職員の献身的なケアや環境改善の取り組みにより、24年3月に仮設施設が完成し入居するまでの間、困難な状況にありながらも無事過ごすことが出来たと考えている。

また、職員自らが避難生活を送りながらケアを続けていることは、事業団の経営理念の 浸透や職員個々人の意識の高さが表れているものと高く評価している。

職員の処遇面でも、借り上げ住宅がまだみなし仮設住宅として認められる前からいち早く確保の上提供するなど、職員及びその家族の生活面はもとより、可能な限り支援し離職を防止することで入所者も引き続き慣れ親しんだ職員と生活を送ることにもつながっており、高く評価できる。

今後、仮設施設での運営があくまで仮の状態であること、浪江町への帰還時期が不透明な状況にあることから、県としては引き続き入所者及び職員の処遇面への助言等により支援していくこととしたい。

個別課題:

1 浪江ひまわり荘の運営について

浪江ひまわり荘が立地する浪江町加倉は国及び浪江町等による協議で居住制限区域に再編される見込みであり、避難の長期化が避けられない状況となっている。

仮設施設は完成したものの、当面の課題としては施設利用期限の延長が可能となるよう国に働きかけていくほか、中長期的には県としても太陽の国の在り方検討の中で仮設浪江 ひまわり荘があることによる影響を考慮する必要があると考えている。

なお、保健福祉部のみならず県としてはあくまで立地施設周辺の環境やインフラ・ライフラインその他町としての機能が回復し無事戻ることを目標とすることに変わりはない。

2 飯坂ホームの改築について

土地建物とも所有する県としては旧病院が廃止され、経営権も移譲したことから、今後 使用の見込みがない建物・施設を直接修繕することは困難な状況にある。引き続き事業団 が行う移転改築事業への支援方法について検討していくこととしたい。

3 太陽の国厚生センターについて

厚生センターについては、入所者家族の宿泊場所や事業団に限らず福祉事業者や実習生、 医療従事者の研修及び宿泊の場として活用されているほか、子どもの学習・スポーツ少年 団等の合宿研修の場としても利用されている。

しかし、民間のビジネスホテルのようなサービスの提供は設備面や人員配置の観点から 困難であり、利用者が伸び悩んでいるが、自然豊かな場所にあり、非営利団体等の活動の 場として引き続き需要はあることから、利用の促進につながる条件整備について検討して いくほか、事業団から提案を受けている「利活用度数」の拡大を図ることや、ホールや前 庭の活用についても協議していくこととしたい。

4 福島県勤労身体障がい者体育館について

建物は老朽化しているが、地域や各施設の避難場所としての位置付けがあり、また今後 近隣住民の避難場所ともなり得るため、こまめなメンテナンスによる機能の維持が必要と 考えている。

平時においては県有施設として地域住民・スポーツ団体にも広く利用いただけるよう、 利用条件の改善・見直しが必要と考えている。

付表1:公社概要

公社等の名称	社会福祉法人	福島県社会福	ā祉事業団						
設立根拠法令	社会福祉法第	22条							
設立年月日	昭和42年4月1	日							
代表者職氏名	理事長 太田俊								
 事務所の所在地	福島県西白河	福島県西白河郡西郷村大字小田倉字上上野原5-3 http://www.fukushima-sj.jp							
ホームヘ゜ーシ゛アト゛レス	http://www.ful								
──── 県所管部・課		保健福祉部		伊	· 保健福祉総務認				
設立目的	工夫することにされ、又はその	多様な福祉サービスがそのお客様の意向を尊重して総合的に提供されるよう創定 と夫することにより、お客様が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育った、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことできるよう支援することを目的として社会福祉事業を行う。							
経営理念・目標等	私たちはお客様の人格・人権・命を守ります。 福島県社会福祉事業団は、時代の流れの先にある、事業団でしか担えない。 事業団だからこそ挑戦しなければならないものを、適時・的確に捉え、自立した 社会の一員としての自覚と、福祉サービスの先駆者としての誇りを持ち、果敢に 言、実践を行い、地域福祉の向上を図ります。								
資本金•基本金	19末	20末	21末	22末	23末	24末予定			
(単位:千円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000			
県出資額	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000			
(構成比)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			
	出資順位	団体	名	出資	資額	構成比			
	1								
【23年度末出資等内訳 (単位:千円)	2								
※県分を除く。	3								
	4								
	5	1 11 =++ 11-		15-50 /15 5 /1 05		n m /n W			
主な事業内容 (詳細:付表2)	・特別養護老人 ・社島陽標 ・社島県の県 ・福場県の県 ・福場県の県 ・福期島県 ・福期島県 ・福期県県 ・福島県 ・福島県 ・福島県 ・福島県 ・福島県 ・福島県 ・福島県 ・福	等管理経営事業 国病院管理経営 センター等管理 体障がいると いるの設置経営 介護研修事業 (者)地域療育等 がいサポートコ	業 営事業 経営事業 育館管理経営事 等支援事業 ーチ事業		苦有漿護施設)	の 設直栓呂			

	事業名	特別養護老人 施設)の設置総		Ē設•障害者支 持	爰施設(旧身体	障害者療護	継続事業	公益事業		
1	事業内容	度には県立救 施設を譲り受り 【自主設置経営	護施設及び県 ナ、自主経営施 営開始年及びが	立身体障害者 設としてこれら 施設名】18年度	療護施設を譲り 6カ所の社会福 ∶飯坂ホーム(を福島県から 受け、平成21 社施設を設置 特養)、やまぶま 大り荘(救護)	年度には県 経営(自主 き荘(特養)	(立救護 経営) 、19年		
	目標	施設定員数 1	9年度 300人	20年度 500人	21年度 640.	人 22年度 64	0人 23年月	度 630人		
	事業実績	施設利用者数	19年度 300丿	、20年度 500人	、21年度 643	人 22年度 64	10人 23年月	度 619人		
	事業費	19決算	20決算	21決算	22決算	23決算	22/19	23/19		
	(単位:千円)	1,247,481	2,761,639	2,422,279	2,548,033	2,477,120	204.3%	198.6%		
	事業名	社会福祉施設	等管理経営事	業			継続事業	公益事業		
2	事業内容	福島県総合社会福祉施設太陽の国条例(以下「太陽の国条例」という。)等により設置されている6社会福祉施設及び総合社会福祉施設太陽の国地内の4附属施設の管理経営(県指定管理・管理受託) 【指定管理施設6施設】ばんだい荘あおば、けやき荘、かえで荘、かしわ荘(障害者支援施設(旧知的障害者更生施設)、ひばり寮(障害者支援施設(旧身体障害者更正施設)、ばんだい荘かかば(障害児入所施設) 【太陽の国附属施設管理受託】太陽の国管理・エネルギーセンター、太陽の国給食センター、太陽の国洗濯センター、太陽の国終末処理場								
	目標	施設定員数 1	9年度 970人	20年度 770人	21年度620人	22年度620人	23年度 5	00人		
	事業実績	施設利用者数	19年度 943丿	20年度 720.	人 21年度583.	人 22年度579.	人 23年度	457人		
	事業費	19決算	20決算	21決算	22決算	23決算	22/19	23/19		
	(単位:千円)	3,238,856	2,518,236	2,217,490	2,262,115	2,316,113	69.8%	71.5%		
	事業名	福島県太陽の	国病院管理経	営事業			継続事業	公益事業		
	事業内容	太陽の国条例	太陽の国条例により設置されている福島県太陽の国病院の管理経営(県指定管理施設)							
3	目標	20年度 入院 21年度 入院 22年度 入院 23年度 入院	6,570人、外 5,439人 外 5,346人 外 4,868人、外	来27, 711人 来28, 242人 来27, 225人 来27, 124人 来24, 752人						
	事業実績	20年度 入院 21年度 入院 22年度 入院	4, 680人、外 4, 966人、外 4, 958人、外	来28, 248人 来24, 743人 来24, 502人 来25, 011人 来28, 102人						
	事業費	19決算	20決算	21決算	22決算	23決算	22/19	23/19		
	(単位:千円)	490,714	498,780	520,454	549,930	571,048	112.1%	116.4%		

- ※1 事業名:実施しているすべての事業を記載してください。
 - (ただし、事務局運営事業など管理運営的な事業は除く。)
- ※2 目標:事業の目標(原則数値目標、設定されてない場合は定性的な目標)を端的に記載してください。
- ※3 事業実績:目標に対する実績や事業実施に伴うサービス水準の量の変化等を端的に記載してください。

	事業名	太陽の国厚生	センター等管理				継続事業	公益事業			
	事業内容	太陽の国条例 (県指定管理が		している太陽の	国厚生センター	-及び中央公園	の管理経営	<u>†</u>			
	目標	厚生センター 19年度 3,629人 20年度 3,629人 21年度 2,314人 22年度 1,752人 23年度1,542 人									
4	事業実績		享生センター利用者数 19年度1,550人、20年度1,722人、21年度1,585人、22年度 1,321人 23年度は、原発事故により「福島県浪江ひまわり荘」が避難場所として利用したことから業務を 木止した。								
	事業費	19決算	20決算	21決算	22決算	23決算	22/19	23/19			
	(単位:千円)	7,296	6,945	7,540	7,406	665	101.5%	9.1%			
	事業名	福島県勤労身	体障がい者体	育館管理経営	事業		継続事業	公益事業			
	事業内容		福島県勤労身体障がい者体育館条例により設置されている福島県勤労身体障がい者体育館 の管理経営(県指定管理施設)								
	目標	体育館利用者数 19年度13,175人 20年度13,175人 21年度13,434人 22年度13,739人 23年度12,047人									
5	事業実績	体育館利用者 19年度13,806 23年度は、東E	人 20年度13,9								
	事業費	19決算	20決算	21決算	22決算	23決算	22/19	23/19			
	(単位:千円)	2,453	2,291	2,162	2,126	1,085	86.7%	44.2%			
	事業名	グループホーム	ムの設置経営				継続事業	公益事業			
6	事業内容	ム、太陽の国地 【共同生活事業 んごう、しゅんは 【共同生活事業 あおば) 【共同生活事業	矢吹地区に設置した7カ所のグループホーム、猪苗代地区に設置した2カ所のグループホーム、太陽の国地区に設置した2カ所のグループホームの設置経営(自主経営事業) 【共同生活事業所やぶき】(7箇所定員35名)こまつ、おおくぼ、はちまん、あゆり、おおいけ、ぜんごう、しゅんらん(バックアップ施設:やぶき自立支援寮) 【共同生活事業所いなわしろ】(2箇所定員12名)あおば、ふたば(バックアップ施設:ばんだい荘あおば) 【共同生活事業所にしごう】(2箇所定員12名)やしお、さくら(バックアップ:かしわ荘) 合計3事業所11箇所定員59名								
	目標	定員数 19年	度人46人 20年	度53人 21年	度53人 22年度	53人 23年度	59人				
	事業実績	利用者数 19年	丰度46人 20年	度52人 21年	度52人 22年度	53人 23年度	58人				
	事業費	19決算	20決算	21決算	22決算	23決算	22/19	23/19			
	(単位:千円)	40,883	42,929	51,863	62,238	66,827	152.2%	163.5%			

- ※1 事業名:実施しているすべての事業を記載してください。 (ただし、事務局運営事業など管理運営的な事業は除く。)
- ※2 目標:事業の目標(原則数値目標、設定されてない場合は定性的な目標)を端的に記載してください。
- ※3 事業実績:目標に対する実績や事業実施に伴うサービス水準の量の変化等を端的に記載してください。

	事業名	継続事業	公益事業									
	事業内容	ホーム管理者	福島県が策定した「福島県認知症介護研修事業実施要綱」に基づき、実践研修とグループホーム管理者研修等の研修を実施(法人本部サービス向上部。県委託事業)									
	目標	実践研修等開 19年度15回66 人		講者数 回661人 21年)	度12回920人 2	2年度12回1030	0人 23年度	度11回756				
7	事業実績	実践研修等開 19年度15回66 人		講者数 回661人 21年	度12回936人	22年度12回87	8人 23年原	度8回561				
	事業費	19決算	20決算	21決算	22決算	23決算	22/19	23/19				
	(単位:千円)	12,310	11,038	10,953	10,047	9,788	81.6%	79.5%				
	事業名	短期入所事業					継続事業	公益事業				
	事業内容	援を提供する((専用床:ばん	指定居宅支援事業者の指定を受け専用床・空床を利用し、心身の状況に応じて適切な居宅支援を提供する(自主経営施設実施と指定管理施設実施) 専用床:ばんだい荘わかば4床、あおば4床、矢吹しらうめ荘4床、ひばり寮2床、空床利用:飯坂ホーム、やまぶき荘、さつき荘、きびたき寮、けやき荘、かしわ荘、かえで荘)									
8	目標	短期入所利用 19年度273日		21年度566日	22年度3,315E	· 23年度1,777	'日					
	事業実績		短期入所利用日数 19年度650日 20年度1,031日 21年度2,110日 22年度2,192日 23年度2,406日									
	事業費	19決算	20決算	21決算	22決算	23決算	22/19	23/19				
	(単位:千円)	14,307	20,066	20,151	17,363	21,232	121.4%	148.4%				
	事業名	福島県障がい	児(者)地域療	育等支援事業			継続事業	公益事業				
	事業内容	る生活を支える		聚育等支援事業 後を受けられる _犯 事業)			児(者)の地	は域におけ				
	目標	相談者数 194	丰度人480人 2	20年度480人 2	21年度367人:	22年度270人 2	23年度200	Д				
9	事業実績	相談者数 194	相談者数 19年度213人 20年度175人 21年度223人 22年度202人 23年度226人									
	事業費	19決算	20決算	21決算	22決算	23決算	22/19	23/19				
	(単位:千円)	3,352	2,723	2,834	2,989	2,984	89.2%	89.0%				

- ※1 事業名:実施しているすべての事業を記載してください。 (ただし、事務局運営事業など管理運営的な事業は除く。)
- ※2 目標:事業の目標(原則数値目標、設定されてない場合は定性的な目標)を端的に記載してください。
- ※3 事業実績:目標に対する実績や事業実施に伴うサービス水準の量の変化等を端的に記載してください。

	事業名	継続事業	公益事業									
	事業内容	域の社会資源	「福島県発達障がいサポートコーチ事業実施要綱」に基づき、発達障がい児(者)の支援や地域の社会資源の開発を図る (ばんだい荘あおば。県委託事業)									
10	目標	相談者数 21年度20人 22年度64人 23年度62人										
10	事業実績	相談者数 212	年度64人 22年	□度61人 23年)	度51人							
	事業費	19決算	20決算	21決算	22決算	23決算	22/21	23/19				
	(単位:千円)			558	552	547	0.0%	0.0%				
	事業名	障がい者就業	・生活支援セン	ター事業			継続事業	公益事業				
	事業内容		障がい者の)職業生活にお	害者及び在職り 就業及びこれ らける自立を図る を援センター」(1	に伴う日常生活 る	5、社会生活上						
11	目標	22年度 ①相語	淡•支援件数:	2,900件 ②職均 5,000件 ②職均 5,198件 ②職均	湯実習 35件 (3就職 21件 3就職 33件 3就職 33件						
	事業実績	21年度 ①相談·支援件数 5,062件 ②職場実習 35件 ③就職 33件 22年度 ①相談·支援件数 5,334件 ②職場実習 38件 ③就職 34件 23年度 ①相談·支援件数 5,500件 ②職場実習 34件 ③就職 34件										
	事業費	19決算	20決算	21決算	22決算	23決算	22/19	23/19				
	(単位:千円)			13,207	14,678	16,334	0.0%	0.0%				
	事業名						継続事業	公益事業				
	事業内容											
	目標											
	事業実績											
	事業費	19決算	20決算	21決算	22決算	23決算	22/19	23/19				
	(単位:千円)											

- ※1 事業名:実施しているすべての事業を記載してください。
 - (ただし、事務局運営事業など管理運営的な事業は除く。)
- ※2 目標:事業の目標(原則数値目標、設定されてない場合は定性的な目標)を端的に記載してください。
- ※3 事業実績:目標に対する実績や事業実施に伴うサービス水準の量の変化等を端的に記載してください。

	事業名	障害者支援施	設(旧知的障害	言者入所更生 施	記記)の設置経常	堂	新規事業	公益事業				
	事業内容	として社会福祉	平成23年度に県立障害者支援施設(矢吹しらうめ荘)を福島県から譲り受け、自主経営施設 として社会福祉施設を設置経営 (自主経営事業)									
40	目標	施設定員数 23年度 100人										
12	事業実績	施設利用者数	23年度 98人									
,	事業費	19決算	20決算	21決算	22決算	23決算	22/21	23/19				
	(単位:千円)					776,162	0.0%	0.0%				
	事業名	宿泊型自立訓	練事業所の設	置経営			新規事業	公益事業				
	事業内容	平成23年度に県立宿泊型自立訓練事業所(やぶき自立支援寮(旧通勤寮))を福島県から譲り受け、自主経営施設として社会福祉施設を設置経営 (自主経営事業)										
13	目標	利用定員数 23年度 20人										
	事業実績	施設利用者数 23年度 20人										
	事業費	19決算	20決算	21決算	22決算	23決算	22/19	23/19				
	(単位:千円)					112,814	0.0%	0.0%				
	事業名	就労継続支援	B型事業所の	设置経営			新規事業	公益事業				
	事業内容	就労移行の基盤構築を図るため自主経営施設として共同作業所たいしんを設置経営 (自主経営事業)										
14	目標	利用定員数 2	3年度 20人									
14	事業実績	施設利用者数	施設利用者数 23年度 20人									
	事業費	19決算	20決算	21決算	22決算	23決算	22/19	23/19				
	(単位:千円)					36,740	0.0%	0.0%				

- ※1 事業名:実施しているすべての事業を記載してください。
- (ただし、事務局運営事業など管理運営的な事業は除く。) ※2 目標:事業の目標(原則数値目標、設定されてない場合は定性的な目標)を端的に記載してください。
- ※3 事業実績:目標に対する実績や事業実施に伴うサービス水準の量の変化等を端的に記載してください。

付表3:経営状況

(単位:千円)

			区分	19決算	20決算	21決算	22決算	23決算	22/19	23/19
	1	収入	`	5,556,367	6,754,487	6,483,294	6,557,353	7,585,457	118.0%	136.5%
		当	期収入合計	5,319,538	6,402,447	5,837,082	5,756,559	6,795,593	108.2%	127.7%
			うち基本財産運用収入	26	18	44	25	8	96.2%	30.8%
			うち事業収入	4,988,585	4,936,680	4,808,601	4,635,080	5,033,636	92.9%	100.9%
			うち補助金等	299,645	1,394,541	891,074	869,030	1,677,722	290.0%	559.9%
ılπ			うち借入金						-	-
収支の			うち特定預金取崩	31,282	71,208	137,363	252,424	84,227	806.9%	269.3%
の状況		前	期繰越収支差額	236,829	352,040	646,212	800,794	789,864	338.1%	333.5%
<i>))</i> [2	支出	1	5,204,327	6,108,275	5,682,500	5,767,489	6,643,944	110.8%	127.7%
			うち人件費総額	3,084,782	3,265,982	3,327,133	3,514,952	3,438,320	113.9%	111.5%
			うち人件費総額管理費(除人件費)	666,579	753,677	772,345	765,726	787,527	114.9%	118.1%
			うち事業費(除人件費)	1,452,966	2,088,616	1,583,022	1,486,811	2,418,097	102.3%	166.4%
	③ 当期収支差額			115,211	294,172	154,582	Δ 10,930	151,650	-9.5%	131.6%
	4	次期]繰越収支差額	352,040	646,212	800,794	789,864	941,514	224.4%	267.4%
	1 :	資産		2,290,788	3,481,390	3,728,764	3,940,825	5,133,891	172.0%	224.1%
		流	動資産	731,674	1,032,490	1,189,906	1,299,458	1,455,498	177.6%	198.9%
		固	定資産	1,559,114	2,448,900	2,538,858	2,641,367	3,678,393	169.4%	235.9%
B -1	2 :	負債	i de la companya de l	1,233,069	1,481,665	1,576,152	1,605,223	1,633,176	130.2%	132.4%
財 産 の		流	動負債	546,813	551,007	568,214	682,747	673,728	124.9%	123.2%
状況			うち借入金						-	_
<i>))</i> 6		固	定負債	686,256	930,658	1,007,938	922,476	959,448	134.4%	139.8%
			うち借入金						_	_
	3	正味	財産	1,057,719	1,999,725	2,152,612	2,335,602	3,500,715	220.8%	331.0%
			うち当期増減額	329,052	942,007	152,886	182,990	1,165,113	55.6%	354.1%

^{※1「}平成23年度事業報告書・決算書」及び「平成24年度事業計画書・予算書」を添付してください。

^{※2「}補助金等」には、補助金・負担金・交付金・委託料を含むものとします。

^{※3「}収支の状況」の区分は、貴公社等の勘定科目に合わせ、適宜修正することは可能です。

付表4:経営分析

	•	T II / 3 1/1						\ - -	
	[区 分	19決算	20決算	21決算	22決算	23決算	22/19	23/19
①公益事	業比	次	100	100	100	100	100	100.0%	100.0%
	支出	出額計	5,204,327	6,108,275	5,682,500	5,767,489	6,643,944	110.8%	127.7%
		公益事業支出額	5,204,327	6,108,275	5,682,500	5,767,489	6,643,944	110.8%	127.7%
	Ţ	収益事業支出額						I	1
②直営事業	業比	李	92.9	94.4	94.5	94.8	95.7	102.1%	103.0%
	支出	出額計	5,204,327	6,108,275	5,682,500	5,767,489	6,643,944	110.8%	127.7%
	Ī	直営事業支出額	4,833,003	5,764,577	5,371,488	5,470,230	6,357,640	113.2%	131.5%
	Ī	再委託事業支出額	371,324	343,698	311,012	297,259	286,304	80.1%	77.1%
③自主事第 (自主事第		之率 支出額計)	24.4	45.9	43.5	45.3	54.2	185.5%	222.3%
④施設等程 (行政客体		人数	1,275	1,269	1,226	1,219	1,270	95.6%	99.6%
⑤施設等和	稼働	車	98.1	94.5	97.3	96.7	95.6	98.6%	97.4%
⑥補助金 (補助金額		存率 当期収入合計)	5.6	19.3	13.7	13.3	22.1	236.7%	395.0%
⑦流動比率		流動負債)	133.8	187.4	209.4	190.3	216.0	142.2%	161.5%
⑧管理費」(管理費/			12.8	12.3	13.6	13.3	11.9	103.7%	92.6%
③人件費」(人件費/			59.3	53.5	58.6	60.9	51.8	102.8%	87.3%
⑩借入金((借入金/								1	1
①一人当たりの人件費 (人件費/総職員)			5,309	5,381	5,358	5,492	5,273	103.4%	99.3%
⑩一人当たりの事業収入 (事業収入/総職員)			9,102	10,430	9,178	8,600	10,293	94.5%	113.1%
⑬補助金 ⁴ (人件費/		で で で 合まれる人件費比率 助金等)	15.5	3.1	5.6	5.4	3.1	34.8%	20.0%
⑭事業収之 (人件費/		:含まれる人件費比率 業収入)	58.3	51.6	58.4	63.9	51.2	109.5%	87.9%

⑮長期借入金の状況(23年度	(単位:千円)		
借入先	金額 利率	目的	返済予定
該当なし			

付表5:組織人員体制

(単位:人) 1 役職員の状況

区分		区分	19末	20末	21末	22末	23末	24(4/1)	23/19	24/19
	常勤役員		1	2	2	2	2	2	200%	200%
		プロパー		1	1	1	1	1	皆増	皆増
织		民間							_	-
役員		県OB	1	1	1	1	1	1	100%	100%
~	県現職派遣								_	-
監		その他							_	-
事含む	非	常勤役員	8	7	7	7	7	7	88%	88%
含まれ		民間	3	3	3	3	4	4	133%	133%
ر د		県OB	2	1	1	1			皆減	皆減
		県現職	2	2	2	2	2	2	100%	100%
		その他	1	1	1	1	1	1	100%	100%
	合 計		9	9	9	9	9	9	100%	100%
	常勤職員		365	459	471	478	467	475	128%	130%
		プロパー	362	457	469	476	465	472	128%	130%
		民間							_	_
		県OB			1	1			_	_
		県現職派遣	3	2	1	1	2	3	67%	100%
職		その他							_	_
員	非	常勤職員	182	139	143	166	185	170	102%	93%
		嘱託員	51						皆減	皆減
		臨時職員	131	139	143	166	185	170	141%	130%
		人材派遣							_	_
		その他							_	_
		合 計	547	598	614	644	652	645	119%	118%

- ※1 役員状況について、別紙2に記載してください。 ※2 平成24年7月1日現在の組織図を添付してください。
- ※3 役員と職員を兼務する職員については、役員にカウントしてください。

2 職員の年齢構成(平成24年7月1日現在)

(単位:人)

区 分		~30歳	31~35	36~40	41~45	46~50	51 ~ 55	56~60	61~
	プロパー						9	24	
笹	民間								
管理	県OB								
職員	県現職派遣				1				
貝	その他								
	合計	0	0	0	1	0	9	24	0
	プロパー	160	76	76	60	75	76	69	29
_	民間								
般	県OB								
職員	県現職派遣				1	1			
貝	その他								
	合計	160	76	76	61	76	76	69	29
	総計	160	76	76	62	76	85	93	29

付表6:県の関与状況

		区;	分	19決算	20決算	21決算	22決算	23決算	24当初	23/19	24/19
	①補助金等			905,940	1,034,371	856,001	890,318	1,119,783	553,204	124%	61%
		補助金		77,816	32,550	4,874	78,977	271,594	3,402	349%	4%
		負担金	-							_	_
財 政		交付金		127,178	343,036	184,876	141,572	287,250	44,427	226%	35%
(的関与		委託料	ļ	69,644	61,917	86,567	75,845	90,957	79,037	131%	113%
与		指定管	理料	631,302	596,868	579,684	593,924	469,982	426,338	74%	68%
	②貸1	付金								-	_
	3損£	失補償額	額(契約額)							-	_
	4債	務保証額	額(契約額)							_	_
	5役	員就任	(監事を除く)	5	4	4	4	3	3	60%	60%
		常勤役	(員	1	1	1	1	1	1	100%	100%
			県OB	1	1	1	1	1	1	100%	100%
			県現職派遣							-	_
			上記以外の職員							_	_
		非常勤職員		4	3	3	3	2	2	50%	50%
			三役							_	_
			部局長	2	2	2	2	2	2	100%	100%
ı			県OB	2	1	1	1			_	_
人的問			上記以外の職員							_	_
関与	⑥監事就任 三役		0	0	0	0	0	0	_	_	
										-	_
		部局長								_	_
			外の職員							_	_
	⑦評議員就任			4	4	4	4	2	2	50%	50%
		部局長								_	_
	上記以外の職員			4	4	4	4	2	2	50%	50%
	8職」	員派遣 		2	2	1	1	2	3	100%	150%
		管理職		1	1	0	1	0	0	_	_
		一般鵈	員	1	1	1	0	2	3	200%	300%

^{※1 「}財政的関与」については、23年度決算の内訳を別紙1に記載してください。

^{※2「}人的関与」について、役員と職員を兼務する職員については、役員にカウントしてください。

^{※3 「}⑧職員派遣」中の「管理職員」及び「一般職員」の「区分」は、県における身分によるものとします。 このため、「付表5」の「2職員の年齢構成」の内容と一致する必要はありません。

別紙1

区分	名称	23決算額				
运 刀	補助等の目的	(単位:千円)				
	公益事業補助金	4.050				
	障害者雇用調整金、特定求職者雇用開発助成金	4,252				
補助金	施設整備等補助金	007.040				
	スプリンクラー設置(さつき荘、やまぶき荘)、災害復旧補助金等	267,342				
	補助金額合計	271,594				
負担金						
	社会福祉法人福島県社会福祉事業団退職手当精算交付金	040.005				
	平成16年1月6日に在職する事業団職員の退職手当経費及び定年退職者等	212,295				
交付金	福祉介護職員処遇改善助成金	74.055				
	平成21年度より支給開始した処遇改善手当に対する国からの助成金	74,955				
	交付金額合計	287,250				
	太陽の国管理センター等管理運営委託事業	76,649				
	太陽の国条例に規定する施設の円滑な運営のための委託料	70,049				
	太陽の国病院災害補修委託事業	989				
	太陽の国病院の災害復旧応急補修に係る委託料	969				
	福島県認知症介護研修事業					
┃ ┃ ■ 委託料	福島県が策定した「福島県認知症介護研修事業実施要綱」に基づき、実践研修とグループホーム管理者研修等の研修を委託	9,788				
安託行	福島県障がい児(者)地域療育等支援事業 「福島県障がい児(者)地域療育等支援事業実施要綱」に基づき、障がい児 (者)の地域における生活を支えるため療育相談を受けられる療育機能の 充実を図る事業を委託	2,984				
	福島県発達障がいサポートコーチ事業					
	「福島県発達障がいサポートコーチ事業実施要綱」に基づき、発達障がい 児(者)の支援や地域の社会資源の開発を図る事業を委託	547				
	委託料額合計	90,957				
	県立社会福祉施設の管理に関する平成23年度協定					
指定管理料	ばんだい荘(あおば、わかば)・けやき荘・かしわ荘・かえで荘・ひばり寮・太 陽の国病院等の管理業に係る費用	469,982				
貸付金						
損失補償額						
	損失補償額合計	0				
債務保証額						
	債務保証額合計	0				

\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\			人人人	17 1770	
区分	定数	氏 名	常勤・非常勤の別	職 名	当初就任日
			至// 00 ///		現任期満了日
理事長	1	太田健三 (民間)	非常勤	財団法人太田総合病院副 理事長	H23.5.30
				2 手以	H26.5.22
副理事長	1	尾形幹男 (県OB)	常勤	元県病院局長	H21.4.1
		(来00)			H26.5.22
専務理事					
常務理事	1	高阪泰二	常勤	事務局長兼務	H24.5.23
市勿经事	'	问奴浆—	印到	平初问及 称初	H26.5.22
	4	佐藤正博	非常勤	西郷村長	H14.6.10
	7	(その他)	クトロコリ	四州门区	H26.5.22
		竹之下誠一	非常勤	公立大学法人福島県立医	H22.6.10
		(県)	が市動	科大学副理事長	H26.5.22
		高橋京子	非常勤	福島県看護協会会長	H23.6.1
		(民間)	が市到	佃两东省设励公公区	H26.5.22
		菅野裕之	非常勤	福島県保健福祉部長	H24.5.23
		(県)	が市到	油西米水医油油印及	H26.5.22
理 事					
<u> </u>					
	2	有賀常男	11:25:24:44	(有)有賀会計センター代表	H17.5.26
監事		(民間)	非常勤	取締役	H26.5.22
□ 監 事		本田陽子	非常勤	ディサービスセンターひまわり の家生活相談員兼介護員	H22.6.10
		(民間)	クト 市 主川	トーモク(株)研修課兼務	H26.5.22

^{※「}職名」については、常勤役員の場合は現職就任前の職名(元~と記載)を、非常勤役員の場合は、 当該公社等以外の職名(市町村長等)を記載してください。